

別表 1

項番	諮問番号	諮問日	実施機関	開示請求内容	決定通知日	決定内容	対象公文書、請求文書	審査請求人の主張	実施機関の説明
							非開示部分、非開示理由		
1	1269	平成31年 4月18日	生活 文化局	開示請求 1 公文書情報提供サービス (審査部署 東京都生活文化局広報広聴部情報公開課 情報公開担当)について東京消防庁の職員の氏名(押印を含む。)の非開示の判断の根拠が示されている文書一式	平成31年 2月18日	一部 開示	<p>【対象公文書】</p> <p>30生広情第1109号「公文書情報提供サービスにおける情報提供について」 (本件対象公文書1)</p> <p>【非開示部分及び非開示理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京消防庁職員の氏名、印影、サイン 《本件非開示情報1》 ・東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。)7条2号 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため ・提供依頼者の氏名、電話番号、メールアドレス ・条例7条2号 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため ・警視庁職員の氏名、印影、サイン ・条例7条2号 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため ・条例7条4号 公にすることにより、犯罪の予防、捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため 	<p>1 審査請求書での主張(要約)</p> <p>【審査請求の趣旨】 東京消防庁職員の氏名、印影、サイン(以下、「東京消防庁職員の氏名等」という。)の開示を求める。</p> <p>【審査請求の理由】</p> <p>(1) 情報公開条例の前文では、条例における解釈及び運用の基本原則を定めている。情報公開を原則として認め、行政の透明性を確保することにより適正な権力の執行を担保することが、条例の趣旨であると考えられる。</p> <p>(2) 最高裁判所平成10年(行ヒ)第54号公文書非公開決定処分取消請求事件平成15年11月11日判決(以下「本件最高裁判決」という。)では、国及び地方公共団体の公務員の職務の遂行に関する情報は、公務員個人の私事に関する情報が含まれる場合を除き、大阪市公文書公開条例6条2号にいう「個人に関する情報」に当たらないと判示し大阪市職員の氏名の情報を開示することを命じている。</p> <p>(3) 情報公開法の運用について平成17年8月3日付情報公開に関する連絡会議申合せは、各行政機関における公務員の氏名については、情報公開法の適正かつ円滑な運用を図る観点から、統一方針に則って取り扱うものとし、その所属する職員(補助的業務に従事する非常勤職員を除く。)の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名については、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものとしている。</p> <p>(4) 東京消防庁では、これまでに、東京消防庁職員の氏名等を開示している。これと異なる扱いをするのであればその合理的な根拠が示されるべきである。</p> <p>(5) したがって東京消防庁職員の氏名等の開示を求める。 なお、本件処分の東京消防庁職員の氏名等以外の非開示部分については、審査庁の判断を求めない。</p> <p>2 意見書での主張(要約)</p> <p>(1) 東京消防庁職員の氏名、印影、サインの開示を求める。</p>	<p>理由説明書(要約)</p> <p>条例における職員の氏名の取扱いについては、東京都情報公開条例の施行について(通達)(平成11年12月20日付11政都情第366号)(以下「通達」という。)7条2号関係第1趣旨11(3)において規定し、職務遂行に係る情報に含まれる氏名であっても、当該氏名が条例7条2号のただし書イに該当する場合のみ、開示することとしている。</p> <p>このことを踏まえ、本件対象公文書1に記載されている東京消防庁職員の氏名については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例7条2号本文に該当し、また、同氏名については職員名簿等で公にしている事実がなく、条例7条2号ただし書イには該当しないため、非開示とした。</p> <p>なお、審査請求人が主張する、「情報公開法の運用について平成17年8月3日付情報公開に関する連絡会議申合せ」は、行政機関情報公開法の運用に言及したものであり、条例の運用に影響するものではない。</p> <p>弁明書(要約)</p> <p>東京消防庁では、職員氏名について、職員証の着用をもって、慣行として公にしている情報であるとし、条例7条2号ただし書イに該当するとして開示とする判断を行ってきた。</p> <p>しかし、実施機関(生活文化局広報広聴部情報公開課)において平成31年、情報提供依頼に対する対象公文書情報に東京消防庁職員の氏名が含まれていたことから、その開示の可否について同庁に確認したところ、同庁から、条例の運用方法について改めて検討をした結果、職員証に記載されている職員の氏名は、当該職員と対面しなければ知ることができない情報であるため、慣行として公にされている情報には該当せず、非開示とすべきであるとの回答を受けた。</p> <p>そのため、同庁の判断をもとに当該東京消防庁職員の氏名については非開示とすることとした。</p>

項番	諮問番号	諮問日	実施機関	開示請求内容	決定通知日	決定内容	対象公文書、請求文書	審査請求人の主張	実施機関の説明
							非開示部分、非開示理由		
1	1269							<p>(2) 本件最高裁判決では、国及び地方公共団体の公務員の職務の遂行に関する情報は、公務員個人の私事に関する情報が含まれる場合を除き、大阪市公文書公開条例6条2号にいう「個人に関する情報」に当たらないと判示し大阪市職員の氏名の情報を開示することを命じている。</p> <p>(3) 本件最高裁判決を受け、平成17年8月3日付情報公開に関する連絡会議申合せは、「各行政機関は、その所属する職員（補助的業務に従事する非常勤職員を除く。）の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名については、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものとする。」と定めている。</p> <p>また、その説明として「職務遂行に係る公務員の氏名については、今後は、情報公開法に基づく開示請求がなされた場合には、『慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報』（5条1号イ）に該当することとなり、開示されることとなる。」とされている。</p> <p>国は、職員名簿等で公にしている事実があるかに関係なく、公務員の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名は、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」として開示する判断をしている。</p> <p>本件最高裁判決の趣旨に忠実にしたがえば、当然このような判断になる。</p> <p>東京都においても、本件最高裁判決の趣旨にしたがって、公務員の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名を「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（条例7条2号ただし書イ）として、開示すべきである。</p> <p>処分庁の東京都生活文化局情報公開課は、条例を所管する課である。同課が公務員の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名を職員名簿等で公にしている事実があるかに関係なく、条例7条2号ただし書イに該当とする、情報公開の手引きを作成することを怠って来たのが問題である。そのために、審査請求人は今回の審査請求をせざるを得なくなったと考える。</p> <p>(4) 東京消防庁では、過去には、東京消防庁職員の氏名等を開示していた。これと異なる扱いをするのであれば、その合理的な根拠が示されるべきである。</p>	

項番	諮問番号	諮問日	実施機関	開示請求内容	決定通知日	決定内容	対象公文書、請求文書	審査請求人の主張	実施機関の説明
							非開示部分、非開示理由		
1	1269							<p>(5) 審査請求人が、政令市20市に情報公開条例の運用状況の調査をしたところ、次のとおり20市すべてが消防職員の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名を開示している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都情報公開条例ただし書イに相当する条文により開示される市 札幌市、千葉市、横浜市、大阪市、広島市 ・東京都情報公開条例ただし書ハに相当する条文により開示される市 仙台市、さいたま市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、堺市、岡山市、北九州市、福岡市、熊本市。 ・プライバシー型の条文により開示される市 京都市、神戸市 <p>(6) 公務員の氏名ではないが、さいたま地方裁判所平成17年（行ウ）第29号公文書一部不開示処分取消及び公文書開示処分給付請求事件平成18年4月26日判決では、私立専修学校の専任教員の氏名を埼玉県情報公開条例(平成12年埼玉県条例第77号)10条1項ただし書イに該当するとして開示することを命じている。 この判決と同様に考えると、政令市20市で消防職員の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名を開示しているのだから、東京消防庁職員の氏名等も開示されるべきである。</p> <p>(7) また、ごく最近に(令和2年2月25日)、福岡県情報公開審査会は答申第199号「砂防施設でイノシシが脱出不能となったことに関する文書の部分開示決定処分に対する審査請求」において新聞記者の氏名を「慣行として公にすることが予定されている情報」であるとして、福岡県情報公開条例7条1項1号ただし書イに該当するとして開示する判断をしている。</p> <p>(8) 以上の理由から東京消防庁職員の氏名等の開示を求める。 なお、本件処分の東京消防庁職員の氏名等以外の非開示部分については、貴審査会の判断を求めない。</p>	

項番	諮問番号	諮問日	実施機関	開示請求内容	決定通知日	決定内容	対象公文書、請求文書	審査請求人の主張	実施機関の説明
							非開示部分、非開示理由		
2	1357	令和元年 8月29日	東京 消防庁	開示請求2 雑司が谷みみずく公園内 (豊島区雑司が谷3-15- 20)の消防水利の新設に係 る豊島区への許可申請書一 式および豊島区の許可書一 式(決裁文書等を含む。)	平成31年 4月7日	一部 開示	<p>【対象公文書】</p> <p>1 公園占用許可申請書</p> <p>2 公園占用許可証</p> <p>3 公園占用許可申請書の申請について 起案(30豊警第651号)</p> <p>(上記をまとめて、本件対象公文書2)</p>	<p>審査請求書での主張(要約)</p> <p>【審査請求の趣旨】 本件処分を取消しを求める。</p> <p>【審査請求の理由】 本件処分を精査していただきたい。 特に令和〇年〇月〇日付「〇総総第〇号」は、「4開示し ない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該決定 を適用する理由 別紙のとおり」と記載されているだけで別 紙が存在せず、一部開示決定通知書を読んでも開示しない部 分を知ることができない。</p>	<p>理由説明書(要約) 非開示理由について</p> <p>本件非開示情報1、2及び3は、個人に関する 情報で、特定の個人を識別することができる情報 であるため、条例7条2号に該当する。 また、本件非開示情報1である実施機関職員の 印影(管理職以上の職員を除く)について、通達7 条2号関係第1趣旨11(3)に記載のとおり、実施機 関職員の氏名は、「法令等の規定により又は慣行 として公にされ、又は公にすることが予定されて いる情報」に該当するかどうかで開示非開示の判 断がなされるべきであるところ、管理職以上の職 員の氏名については、人事異動の情報が新聞に掲 載されており、慣行として公にされているといえ るため、条例7条2号ただし書イに該当するが、 他方、その他の職員の氏名については、当該職員 と対面しなければ知ることができない情報であり 慣行として公にされているとはいえないことから 同号ただし書イに該当しない。</p>

項番	諮問番号	諮問日	実施機関	開示請求内容	決定通知日	決定内容	対象公文書、請求文書	審査請求人の主張	実施機関の説明
							非開示部分、非開示理由		
3	1358	令和元年 8月29日	東京 消防庁	開 示 請 求 3 平成○年○月○日に○○川で発生した屋形船の火災について、東京消防庁○○消防署、○○消防署が、それぞれ、○○区、○○区に連絡した内容がわかる文書一式 (決裁文書等を含む。)	平成31年 4月26日	一部 開示	【対象公文書】 ○○消防署から○○区役所へ送付された、平成○年○月○日午後○時○分覚知の○○区○○○丁目○番で発生した船舶火災に係る災害連絡用紙 (本件対象公文書3)	審査請求2に同じ。	理由説明書(要約) 非開示理由について 1 本件非開示情報1は、記入者として実施機関職員の氏名が記載されており、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができる情報であるため条例7条2号に該当する。 2 本件非開示情報4は、他に知られることはないという状況の下になされた供述により得られたものであるため、これを公にすることにより、正確な情報を話すことを躊躇するなど、災害現場での関係者の協力による情報収集が困難となり、適正な情報収集活動に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例7条6号に該当する。 3 本件非開示(不存在)については、実施機関において取得し、又は作成していないことから、文書の不存在を理由とする公文書非開示決定をした。 本火災は○○川の○○区側で発生し、○○区側で鎮火したものであることから、○○区側にも影響が及ぶ可能性を考慮し、○○消防署から○○区に対し電話により連絡を実施している。 しかし○○消防署と○○区との間で、災害に係る連絡を書面で実施する旨の取決めが存在しないことから、本件では電話連絡のみを実施しており、その事実又は内容を記録した文書は存在しないものである。
						非開示 (不存在)	【対象公文書】 平成○年○月○日に○○川で発生した屋形船の火災について、東京消防庁○○消防署が○○区に連絡した内容がわかる文書一式(決裁文書等を含む。)		
						非開示理由	【非開示理由】 当該公文書は、実施機関で作成及び取得をしておらず、存在しないため		

項番	諮問番号	諮問日	実施機関	開示請求内容	決定通知日	決定内容	対象公文書、請求文書	審査請求人の主張	実施機関の説明
							非開示部分、非開示理由		
4	1359	令和元年 8月29日	東京 消防庁	開示請求4 建築敷地：〇〇区〇〇〇丁目〇-〇、〇-〇、〇-〇（地番）、〇〇区〇〇〇丁目〇番（住居表示）の建築計画について東京消防庁が保有する文書一式（決裁文書等を含む。）	令和元年 5月17日	一部 開示	<p>【対象公文書】</p> <p>〇〇区〇〇〇丁目〇-〇、〇-〇、〇-〇（地番）の建築計画に係る以下の文書</p> <p>1 消防同意依頼書（平成〇年〇月〇日付受付番号第〇〇号） （本件対象公文書4）</p> <p>2 消防同意調査書（平成〇年〇月〇日同意〇〇第〇〇号） （本件対象公文書5）</p> <p>【非開示部分及び非開示理由】</p> <p>1 消防同意依頼書（平成〇年〇月〇日付受付番号第〇〇号） ・印影 ≪本件非開示情報5≫ ・条例7条4号 公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用され、財産が脅かされるおそれがあるため</p> <p>2 消防同意調査書（平成〇年〇月〇日同意〇〇第〇〇号） ・印影 ≪本件非開示情報1≫ ・条例7条2号 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため</p>	審査請求4 審査請求2に同じ。	理由説明書（要約） 非開示理由について 1 本件非開示情報5は、法人の印影が記載されており、公にすることで、偽造等の犯罪に悪用され財産が脅かされるおそれがあるため条例7条4号に該当する。 2 本件非開示情報1は、実施機関職員の印影が記載されており、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例7条2号に該当する。
5	1360	令和元年 8月29日	東京 消防庁	開示請求5 東京消防庁における情報公開で、過去には東京消防庁職員の氏名を開示する判断をしていたが、現在は東京消防庁職員の氏名を非開示とすべきと判断している旨を、東京都生活文化局情報公開課に連絡したことがわかる文書（決裁文書等を含む。）	令和元年 6月14日	一部 開示	<p>【対象公文書】</p> <p>情報公開課からの問合せに対する回答について（平成31年3月22日30総総第2555号総務課長決定）の起案文書 （本件対象公文書6）</p>	審査請求5 審査請求2に同じ。	理由説明書（要約） 非開示理由について 1 本件非開示情報1は、職員の氏名及び印影（管理職以上の職員を除く。）が記載されており、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例7条2号に該当する。

項番	諮問番号	諮問日	実施機関	開示請求内容	決定通知日	決定内容	対象公文書、請求文書	審査請求人の主張	実施機関の説明
							非開示部分、非開示理由		
5	1360						<p>【非開示部分及び非開示理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の印影（管理職を除く。） 《本件非開示情報1》 ・ 条例7条2号 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため ・ 職員の氏名 《本件非開示情報1》 ・ 条例7条2号 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため ・ 前文及び契機の記述の一部 《本件非開示情報6》 ・ 条例7条2号 個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため 		<p>2 本件非開示情報6は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、個人の人格と密接に関わる情報が記載されており、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあることから条例7条2号に該当する。</p> <p>弁明書（要約） 本件処分に至るまでの経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年6月14日 実施機関は、公文書の一部開示決定を行い、審査請求人に対し公文書一部開示決定通知書（以下「本件通知書」という。）を送付した。 ・ 令和元年〇月〇日 実施機関は、審査請求書を東京都総務局総務部法務課宛に送付した。 ・ 令和元年〇月〇日 実施機関は、審査請求人に対し、開示文書を送付した。 また審査請求書において指摘のあった本件通知書の別紙を送付した。 <p>審査請求書に記載されている事実の認否</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査請求の理由 「争う」 なお、本件通知書の別紙については本件通知書と共に既に送付したものであるが、開示文書を送付する際に、念のため改めて送付している。
6	1361	令和元年8月29日	東京消防庁	東京消防庁における情報公開の審査の基準で、東京消防庁職員の氏名を非開示とする旨が示されているもの（いつ、誰が、どのように基準を制定したかがわかる文書を含む。）	令和元年6月14日	非開示（不存在）	<p>【請求文書】 東京消防庁における情報公開の審査の基準で、東京消防庁職員の氏名を非開示とする旨が示されているもの（いつ、誰が、どのように基準を制定したかがわかる文書を含む。）</p> <p>【非開示理由】 当庁における情報公開の決定は東京都情報公開条例に基づいて個別に行っており、非開示情報に係る一般的な基準は作成していないため、当該対象公文書は存在しない。</p>	審査請求6	<p>理由説明書（要約）</p> <p>非開示理由について、 実施機関における情報公開の決定は、条例を基準として公文書に記載された情報ごとに判断しており、実施機関職員の氏名を非開示とするか否かについての基準は、実施機関において作成していない。このため、本件請求文書は存在しないことから、不存在を理由とする公文書非開示決定をした。</p>